:①後期高齢者医療制跡ください。

フードを保険証 で利用するため、医療保険 者が把握している加入者情報 (個人番号下4桁を含む)を、被 保険者証の更新時に併せて郵送 します。ご自身の個人番号下4 桁と合っているかご確認ください。 マイナンバーカードの保険証利 用登録がお済みでな い方は、下記QRコ ドからきょ

相談内容

行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)

法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など)

要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料

多重債務110番(生活課消費生活相談員)

育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど

社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般

に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)

配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)

職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、 育児・介護休業など

外国人住民のための相談窓口 (来所・電話・ファクス・メール・LINEで)

法律(弁護士)要予約(※年度内1人1回)

市政・一般(生活課相談員)

土地家屋調査(土地家屋調査士)

年金・労働(社会保険労務士)要予約 ※Zoomでも対応可

提供(電話・メールフォームで)

消費生活(生活課消費生活相談員)

登記 (司法書士)

交通事故

人権なんでも相談

外国人の生活相談

福島市 R6.7

外国人住民のための弁護士 行政書士電話相談 要予約

日時など 詳しくは市HPをご覧ください▶

7月の各種相談 無料

法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報 法テラスサポートダイヤル

労働局総合労働相談コーナー (解雇、労働条件、いじめ・ 総合労働相談コーナー ■536−4600 嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談) ■0800−8004611 (労働者フリーダイヤル)

て 情報の 登録制度 れの

相談・予約・問

午前9時30分~正午、午後1時~4時45分

県公共嘱託登記土地家屋調査士協会県北支所

県司法書士会福島支部回529-7331

問/福島行政監視行政相談センター

■526−2270 **■**534−5432

法テラス福島回0570-078370

県政相談コーナー回521-4281

消費生活センター回522-5999

消費生活センター回522-7867

■533-3341 ■533-8879

ども家庭課回525-3780

福島労働局雇用環境・均等室内

みんなの人権110番回0570-003-110

子どもの人権110番回0120-007-110

女性の人権ホットライン回0570-070-810

⊠teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

定住交流課 (市国際交流協会事務局)

■525−3739 **№**533−5263

県国際交流協会 回524-1316 **四**521-8308

県国際交流協会■524-1316

⊠ask@worldvillage.org

震災関連相談はこちら▶

■536-4609

⊠kenriyougo@f-shishakyo.or.jp

県労働委員会事務局■521-7594

市民相談室**回**535-2121 予約受け付け/毎週月~金曜日

相談/回・四521-8331

m531 -0986

■534-1101

県社会保険労務士会

■0570-078374

の知らせといる加入者は関氏健康保険者に発展の関係を対しているがある。

31日(水)です。ピンカ期限は7月31日(水)です。ピンク色の新しい被保険者証をおからは、新しい被保険者証をおからは、新しい被保険者証をおからは、新しい被保険者証は7月1日(水)です。ピング期限は7月31日(水)です。ピング期限は7月31日(水)です。ピングリスを表記は7月2日(水)です。ピングリスを表記は7月2日(水)です。ピングリスを表記は7月3日(水)です。ピングリスを表記は7月3日(水)です。ピングリスを表記は7月3日(水)です。ピングリスを表記は7月3日(水)です。ピングリスを表記は7月3日(水)です。ピングリスを表記を表記される。 保休まが ・金課**回**ながない限り 525 で り

被保険者証 後期高齢者医 を 更療新

保年金課四525

3

5

2

525 保

年

-金課**①**

TEL

525

らは、新しい被保険者証をお旬に郵送します。8月1日休色の新しい被保険者証は7月期限は7月3日休です。ピンオレンジ色の被保険者証の有

ます

四有効期限は7月31日(水です。 8月1日(水以降も認定証が必要 8月1日(水以降も認定証が必要 してください。 して利用すれば、高額療養費に して利用すれば、高額療養費に おける限度額を超える支払いが 免除されます。 525 -3773 減額) 認定証の更新限度額適用 (標準負担額

正民年金保険料を納めることが 経済的に難しいときは、免除・ をとの納付猶予制度が利用できます。 をとの納付期間が必要です。免除や が権を確保できます。 のみ)のす 下の方配偶者

制度をご利用ください困難なときは免除・猶予国民年金保険料の納付が

窃とき 場会場 🖄内容 闘講師 💆対象 🙃定員 📳料金 📅持参物 ョ申し込み方法 問問い合わせ 哩電話 🖼ファクス HP ホームページ

参加者募集 「森のつどい.

無料

市社会福祉協議会内)

◎保健所衛生課Ⅰ※詳しくは市⊞㎞ 設置費用を補助合併処理浄化槽の 森■奶―635cmをご覧ください の

<mark>四補助対象区域</mark>∕下水道事業認

しょう。

品用)を徹底して、食(生肉用と加熱した食 加熱、箸やトングの使い分けべる時は、中心部までの十分な毒のリスクがあります。肉を食い加熱が不十分な肉料理は食中 毒を防ぎま

加べ毒

さいり · ただく 水道総務課 TEL 525

の1年間の税額を8回に分けて 物付いただきます。 令和6年4月1日以降に国保に 加入した方には、7月までに国 保の喪失手続きをしていても、 月割課税分があるため、納税通 知書が送付される場合があります。 税率の変更により毎年見直します。 納税通知書と同封するチラシで 変更内容をご確認ください。

玉 年金

高齢受給者証を更新します

は国保取得 国民健康保証 納税通知書を発送-令和6年度国民健康 以得月)~翌年 原保険税は、4 ア7月12日金 翌年 しますに康保険税 3 月 月まで くまた

図新しい高齢受給者証(えび茶色)の発送/7月23日()株性用できません。細断するなど、個人情報が読み取れないようにして、ご自身で破棄してください。

額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額 となり、個人ごとに計算されます。 (年額) 均等割額と 所得割額の合計 最高限度額 ※ 80万円または73万円 100円未満切捨て

〈令和6年度の保険料計算方法〉

所得割額 (所得に応じて負担) (総所得金額等-43万円)

(被保険者全員 が均等に負担) 45,900円 ×8.98% 世帯の所得に応 (旧ただし書き所得58万円起 じて軽減措置が ×8.64% (旧ただし書き所得58万円以下)

-----※令和6年4月1日以降に資格取得した方は80万円 令和6年3月31日以前に資格取得した方は73万円

〈保険料の負担〉

ください。

・年度途中で資格取得した場合はその月から。 ・年度途中で資格喪失した場合は、その月の前月分

まで (喪失日が月末の場合はその月まで)。 〈令和6年度の均等割額軽減措置について〉

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の 合計額が基準額以下の場合、均等割額は軽減されま す。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧いただく

か、お問い合わせください。 問 国保年金課 🔟 525−3724

と一致しません。 問市民情報室 ■525-3714

べは ましく が加き て

食肉

実施状況および運用状況 令和5年4月1日~令和6年3月31日の情報公開条例と福島市個

人情報の保護に関する法律施行条例に基づく実施・運用状況は次のと おりです。詳しくは市民情報室、市HPで公表しています。

情報公開・個人情報保護制度に基づく

・公文書開示請求の処理状況

| | 請求件数 | 公文書 件数 | 決定区分等(年度内処理分) | | | | | |
|--|------|-----------|---------------|----------|-----|----|-----|--|
| | | | 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 却下 | 取下げ | |
| | 397 | 441 | 224 | 118 | 35 | 0 | 20 | |

保有個人情報開示請求の処理状況

| - 1 | | | | | | | | | | | |
|-----|------------|---------------|------|-----|----|------|------------|----|----------|-----|--|
| - | 保有個人 | 決定区分等(年度内処理分) | | | | 保有個人 | 決定区分等 | | | | |
| | 情報 開示請求 | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 却下 | 取下げ | 情報訂正 請求 | 訂正 | 部分 訂正 | 不訂正 | |
| | 51 | 21 | 17 | 8 | _ | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | |

※処理の区分の合計は、前年度に請求があり令和5年度に決定したも

また、令和6年度に入って決定したものは含まないため、請求件数

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

令和6年度の保険料額決定通知及び納入通知書は

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割

8月初旬に送付します。納期限までの納付にご協力